答申

1 審議会の結論

福岡県知事(以下「実施機関」という。)が令和3年5月18日3障第918号で行った 特定個人情報不開示決定(以下「本件決定」という。)は妥当である。

2 審査請求に係る対象特定個人情報の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象特定個人情報

審査請求に係る対象特定個人情報(以下「本件特定個人情報」という。)は、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、審査請求人が令和3年4月30日付けで実施機関に対して行った

- ・審査請求人(受給者番号○○)の精神通院医療に係る現在保有する全てのレセプトに関する書類に関わる保有するもの全ての書類
- ・審査請求人(公費負担者番号○○)の精神通院に関わる現在保有する全てのレセプトに 関わる書類に関わる保有するもの全ての書類
 - (○○ (医療機関名) 登録番号 ○○)

との請求内容(以下「本件請求内容」という。) に係る審査請求人の特定個人情報である。

(2) 開示決定状況

実施機関は、本件特定個人情報は作成も取得もしておらず保有していないとして、条例 第17条第2項の規定により、特定個人情報不開示決定(以下「本件決定」という。)を 行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、「本件決定を取り消す、との裁決を求める。」というものである。

(2) 審査請求の経過

- ア 審査請求人は、令和3年4月30日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項 の規定により、本件請求内容に係る個人情報開示請求及び特定個人情報開示請求を行 った。
- イ 実施機関は、令和3年5月18日付けで、本件請求内容に係る個人情報開示請求に 対し、条例第17条第1項の規定により、請求に係る個人情報の全部を開示する決定 を行い、その旨を審査請求人に通知した。

また、実施機関は、同日付けで、本件請求内容に係る特定個人情報開示請求に対し、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- ウ 審査請求人は、令和3年5月28日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。
- エ 実施機関は、令和3年8月31日付けで、当審議会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。なお、(1)は審査請求書、(2)から(4)までは当審議会が令和4年1月20日に実施した口頭意見陳述における主張である。

- (1) 開示したレセプトのみと説明する。誤りだったため。
- (2) どのような文書に記録されているのかは分からないが、自立支援医療受給者証を病院で 提示した場合は1割負担で、残りの2割を県が支払われていると知り、私の医療費の2割 分はいくらなのかを知りたいので開示請求をした。厚生労働省からは県が一括で支払って いると言われたが、どこに尋ねても私の医療費に関していくら支払われたかというのは明 らかにされない。
- (3) 実施機関からは、平成29年の4月分から自立支援医療費が支払われていると説明を受けたが、病院には平成29年11月まで3割で請求されていたので、病院に返金手続を求めたら、5月分からの支払になっているので、4月分は自己負担だと言われた。
- (4) 自立支援医療受給者証の申請の際には、家族の所得等多くの個人情報を求められ、同意 書の提出も求められる。その同意書によって、保険金がもらえないようにされている可能 性が高いと考えている。治療も受けられず、保険金も支払われず、後遺症の手続もできな かったため、いろいろな開示手続を行っている。

5 実施機関の説明要旨

本件決定を行った理由に係る実施機関の説明を要約すると、次のとおりである。

- (1) 医療機関の診療報酬請求に係る方式や規格については、厚生労働省保険局長通知において定められており、レセプトについては特定個人情報を記録する仕様にはなっていない。このため、実施機関が医療機関から社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)を通じて提供を受けたレセプトについても、特定個人情報は記載されていない。
- (2) 実施機関は、契約により医療機関等からレセプト以外の提供は受けていない。
- (3) 以上のことから、本件請求内容に係る個人情報開示請求については、審査請求人に係るレセプトを対象の個人情報として特定した上で全部開示することとし、本件請求内容に係る特定個人情報開示請求に対しては、当該レセプトに特定個人情報の記載がないことから、本件決定を行ったものである。

6 審議会の判断

(1) 特定個人情報開示請求について

特定個人情報とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいい、①住民票コードを変換して指定される個人番号(以下「個人番号」という。)をその内容に含む個人情報、②個人番号そのものを含まないものの、個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号を含む個人情報をいうものである。②の符号に該当するものとしては、具体的には、番号利用法第21条の情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会・提供の際に用いられる符号や個人番号に1を足したものなど個人番号を一定の法則に従って変換したものが想定される。ただし、住民票コードはこれに該当しない。

特定個人情報の開示請求については、条例第12条第2項において、法定代理人に加え、本人の委任による代理人にも代理請求が認められていることから、実施機関では、知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則(平成17年福岡県規則第27号。以下「規則」という。)において個人情報開示請求書(様式第2号)及び特定個人情報開示請求書(様式第2号の2)を別に定め、条例第13条第1項に規定する開示請求書は、個人情報(特定個人情報を除く。)又は特定個人情報の別によって、それぞれ該当する開示請求書によることとされている。

これに伴い、条例第17条第1項及び第2項の規定による通知についても、個人情報 (特定個人情報を除く。)又は特定個人情報の別に応じ、それぞれ規則に定められた異なる様式を用いて開示決定等の通知を行うものとされている。

(2) 自立支援医療費 (精神通院医療) の支給について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)は、障がい者等に対して必要な障がい福祉サービスに係る給付等の総合的な支援を行うことを目的とし、その支援の一つとして自立支援医療費の支給について定めている。自立支援医療費支給の一種として、精神障がい者が入院しないで受ける精神障がいの医療(精神通院医療)に対する支給が認められている。

自立支援医療費のうち精神通院医療に係るもの(以下「精神通院医療費」という。)については、法第58条第5項の規定により、県が指定自立支援医療機関に認定障がい者等に代わって支払うことができるとされており、また、法第73条第4項の規定により、県は指定自立支援医療機関等に対する医療費の支払に関する事務を支払基金等に委託することができるとされている。

診療報酬明細書いわゆるレセプトのうち自立支援医療費等の公費負担医療費に係るもの

については、診療を行った医療機関において公費負担者番号と公費受給者番号が記載されたものが作成され、支払基金又は国民健康保険団体連合会(以下これらを総称して「審査支払機関」という。)への診療報酬請求の際に提出される。その後、審査支払機関から都道府県等の医療費支給を行う地方公共団体に提出されるものである。

なお、精神通院医療費の支給について、実施機関では、支給認定(自立支援医療受給者証の交付)に係る事務については出先機関である福岡県精神保健福祉センター(以下「センター」という。)が所掌し、医療費支払に係る事務については福祉労働部障がい福祉課(以下「障がい福祉課」という。)が所掌している。

(3) 本件特定個人情報の存否について

実施機関は、本件請求内容が、精神通院医療費に係るレセプトに関するものであることから、当該医療費の支払事務を所掌し、支給に係るレセプトを保有する障がい福祉課において、審査請求人の特定個人情報を管理していないことを理由に本件決定を行っている。

当審議会において本件特定個人情報に係る見分調査を実施したところ、実施機関が説明するように、審査請求人に係るレセプトには、審査請求人の特定個人情報は記録されていないことを確認した。また、精神通院医療費に係る支払基金からの請求書や支払決定に係る決裁文書等の支払事務に関する事績を確認したが、個人ごとの支払額の内訳等は記載されておらず、レセプト以外には、特定個人情報はもとより審査請求人の個人情報が記録されているものは認められなかった。

なお、当審議会において確認したところ、法に基づく自立支援医療費(精神通院医療) の支給認定の申請の際には申請書に個人番号を記載することとなっており、支給認定の審 査を行うセンターにおいては、審査請求人の特定個人情報を取得しているとのことである。

しかしながら、センターにおいては、精神通院医療費の支払事務を行っておらず、審査 請求人のレセプトに関する情報は管理していないため、センターが管理する審査請求人の 特定個人情報については、本件特定個人情報には該当しないものと認められる。

以上を踏まえると、本件特定個人情報を作成も取得もしておらず保有していないとする実施機関の説明に不合理な点はないと認められ、本件決定は妥当であるものと判断する。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、自らに対する精神通院医療費や保険金の支払等について、種々主張を述べているが、当審議会は、実施機関が行った特定個人情報の開示決定等の妥当性について 判断する機関であるため、当該主張は当審議会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。